

ID: 35

担当部署: 総務部 智恵文支所 市民係

処分の概要	使用料等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市智恵文多目的研修センター条例 第8条第2項本文		
例 規 番 号	平成18年条例第168号		
<p>【根拠条文】 (使用料等) 第8条 研修センターの使用料及び暖房料は無料とする。</p> <p>2 第1条の目的以外に利用するときの使用料及び暖房料は、別表第1に定める額とする。ただし、使用料及び暖房料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>3 第1条の目的以外に利用するときの附属設備及び備付物件の実費徴収金は、別表第2に定めるところにより算出した額とする。ただし、実費徴収金の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>4 利用者は、前2項の規定による使用料及び暖房料並びに実費徴収金をあらかじめ市長に納入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 30 年 6 月 15 日